

日本国憲法の改正手続に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（人の生命又は身体を害する罪等） 第十二条（略）</p> <p>2 第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四十一（略）</p> <p>四十二 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第百十四条又は第百十五条第一項（同項第三号を除く。）に規定する罪</p> <p>四十三（略）</p> | <p>（人の生命又は身体を害する罪等） 第十二条（略）</p> <p>2 第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四十二（略）</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>（領事局の所掌事務）</p> <p>第十三条 領事局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 日本国憲法改正の国民の承認に係る投票における在外投票の実施に 関すること。</p> <p>六 （略）</p> <p>七 （略）</p> <p>八 （略）</p> <p>九 （略）</p> <p>十 （略）</p> <p>十一 （略）</p> <p>十二 （略）</p> <p>十三 （略）</p> <p>（政策課の所掌事務）</p> <p>第八十五条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 日本国憲法改正の国民の承認に係る投票における在外投票の実施に 関すること。</p> <p>七 （略）</p> <p>八 （略）</p> <p>九 （略）</p> | <p>（領事局の所掌事務）</p> <p>第十三条 領事局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>五 （略）</p> <p>六 （略）</p> <p>七 （略）</p> <p>八 （略）</p> <p>九 （略）</p> <p>十 （略）</p> <p>十一 （略）</p> <p>十二 （略）</p> <p>（政策課の所掌事務）</p> <p>第八十五条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>六 （略）</p> <p>七 （略）</p> <p>八 （略）</p> |

十三 | 十二 | 十一 | 十 |
(略) (略) (略) (略)

十二 | 十一 | 十 | 九 |
(略) (略) (略) (略)